

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令・省令の改正案に
関するパブリックコメントの募集について

平成26年11月11日
国土交通省

1. 趣旨

国土交通省では、別紙のとおり、建築士法施行令の改正案等を検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、平成26年11月11日（火）～平成26年12月10日（水）までです。

4. 内容の公開

改正案は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令・省令の改正案に関するパブリックコメントの募集について

■意見募集対象

- ・建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令・省令の改正案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課 (東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成26年11月11日(火)～平成26年12月10日(水)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) F A Xの場合 F A X番号 : 03-5253-1630

(2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

(「建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令・省令の改正案に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp

(電子メールの題名を「建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令・省令の改正案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関連政令・省令の改正案
に関するパブリックコメントの募集について

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(会社名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(対象部分：)

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う 関連政令・省令の改正について (概要)

1. 背景

建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号。以下「改正法」という。）が平成26年6月27日に公布されたところである。

今般、改正法が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされていることから、所要の事項を定める必要があるため、建築士法施行令（昭和25年政令第201号）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）等の一部を改正する。

その他、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示を充実させるため、重要事項説明における説明事項及び工事現場における確認の表示に建築士事務所の区分等を追加する等所要の改正を行うこととする。

2. 概要

1. 政令案関係

(1) 建築士法施行令の改正

①情報通信技術を利用する場合の手続規定等の整備

改正法第22条の3の3の規定による書面による契約締結の際に、書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する場合の手続を整備する。（建築士法施行令第7条第3項）

②一括再委託の禁止対象等の変更に係る政令の規定の削除

改正法第24条の3第2項の規定により、一括再委託の禁止対象等を変更し、禁止範囲を拡大するとともに、政令委任を廃止したことに伴い、一括再委託の禁止対象等について定める政令の規定を削除する。（建築士法施行令第8条）

(2) その他

その他所要の改正を行う。

2. 省令案関係

(1) 建築士法施行規則の改正

①免許証書換え交付に係る手続規定等の整備

改正法第5条第3項等の規定による免許証の書換え交付申請があった場合の手続規定等を整備する。（建築士法施行規則第4条の2等）

②設計・工事監理に係る契約の内容

改正法第22条の3の3の規定による書面による契約締結の際に、書面に記載すべき事項等を定める。（建築士法施行規則第17条の38等）

③建築士事務所登録における登録事項の追加

改正法第23条の2第5号において建築士事務所登録における登録事項として所属建築士の氏名等を追加したことに伴い、同条第6号の規定により登録事項に所属建築士の登録番号等を追加する。（建築士法施行規則第18条の2）

④重要事項説明における説明事項の追加

建築士事務所の名称に併せてその事務所の区分（一級、二級、木造）を説明事項

に追加する。（建築士法施行規則第22条の2の2）

⑤建築士事務所等への立入検査証の整備

改正法第10条の2の規定により国土交通大臣等に建築士事務所等への立入検査等が認められたことに伴い、立入検査証を整備する。（建築士法施行規則第23条及び第8号書式）

（2）建築基準法施行規則の改正

工事現場における確認の表示に記載する事項の追加

設計者及び工事監理者の氏名に併せてその所属する建築士事務所の名称及びその事務所の区分（一級、二級、木造）等を記載事項に追加する。（建築基準法施行規則第68号書式（第11条関係））

（3）その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成26年12月下旬

施行 平成27年6月25日

平成 26 年 11 月 28 日

公益社団法人 愛知建築士会 御中

名古屋市住宅都市局都市計画部
都市計画課長 横地 玉和

用途地域指定図の修正について

平成 26 年度第 2 回都市計画審議会（平成 26 年 11 月 11 日開催）にて可決された都市計画の決定及について、平成 26 年 11 月 28 日付で告示されました。

それに伴いまして、下記の用途地域指定図について修正した図郭を、平成 26 年 11 月 28 日から販売を開始しましたのでお知らせします。

記

図郭番号 (名称)	修正箇所
106 (道徳)	地区計画 (豊田五丁目地区計画)

[お問い合わせ先] 住宅都市局都市計画部都市計画課総括係

電話番号 052-972-2798

ファックス番号 052-972-4164

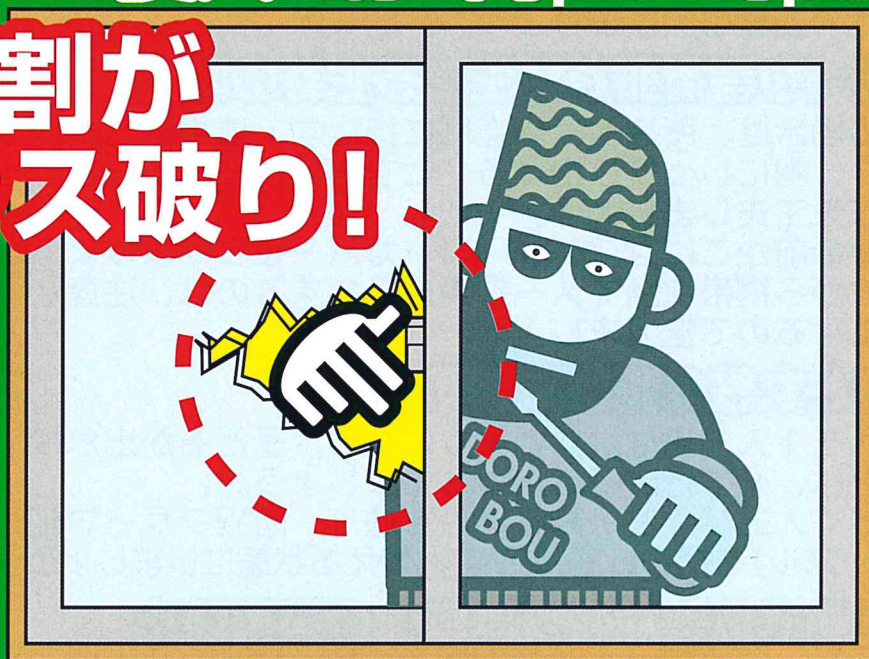
年末の 平成26年 12月1日(月)~12月20日(土)

安全なまちづくり県民運動

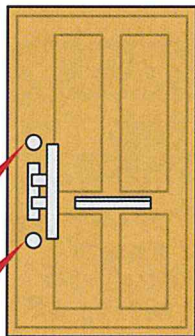
〔年間取組事項〕
住宅を対象とした侵入盗の防止

住宅対象侵入盗は、
窓からの侵入が約6割、その手口は

約5割が
ガラス破り!



防犯設備の活用を!



2ロック

マンションの高層階でも油断大敵!!



年末の 平成26年12月1日(月)~12月20日(土) 安全なまちづくり県民運動

愛知県
安全なまちづくり
スローガン

犯罪に
あわない

犯罪を
起こさせない

犯罪を
見逃さない

年間取組事項

住宅を対象とした侵入盗の防止

- 常にカギをかけ、さらに、窓やドアはツーロックにしましょう。
- センサーライトや補助錠、防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- 不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ・声かけ」運動を広げましょう。



ひったくり等街頭で発生する犯罪の防止

- 徒歩の場合は、所持品は車道側に持たず、建物側・壁側に持つ、胸にしっかり抱える、たすき掛けにするなど、持ち方を工夫しましょう。
- 自転車の前かごには、防犯ネット・カバーをつけましょう。
- 歩きながら携帯電話でメールや通話をするのは、注意が散漫になるので控えましょう。



子どもと女性の犯罪被害防止

- 子どもを1人で遊ばせないようにして、子どもが出かけるときは、必ず行き先を告げさせましょう。
- なるべく人通りが多い明るい道を通り、防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯して、いつでも使える状態にしましょう。



振り込め詐欺等「特殊詐欺」の被害防止

- お金の要求には、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」を徹底し、まず誰かに相談しましょう。
- 電話やメール、郵便物でのお金に関する儲け話は、詐欺を疑って慎重になりましょう。
- 留守番電話に設定する、連絡表(家族の連絡先・警察署)を貼る、あらかじめ家族で連絡方法や合言葉を決めておくなど、日頃から被害防止に努めましょう。



運動の重点

※特殊詐欺とは…
不特定多数の人に、電話等の通信手段を使って、対面しないで金品をだまし取る詐欺の総称です。
これまで被害の多かった【オレオレ詐欺】【架空請求詐欺】【融資保証金詐欺】【還付金等詐欺】の振り込め詐欺に加え、【金融商品取引名目の詐欺】【ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺】【異性との交際あっせん名目の詐欺】【その他の特殊詐欺】の8類型に分けられます。

